

平成31年

第1回市議会定例会 議案第30号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）の一部を次の
ように改正する。

目次中

- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）」を
- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）」に，
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）」を
- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）」に，
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）」を

- 「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 110 条の 2
～第 110 条の 4）」に、
- 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 111 条・
第 112 条）」を
- 「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 150 条～
第 151 条）」を
- 「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 149 条の 2
～第 149 条の 4）」に、
- 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 150 条～
第 151 条）」を
- 「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 160 条～
第 161 条）」を
- 「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 159 条の 2
～第 159 条の 4）」に
- 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 160 条～
第 161 条）」

改める。

第 1 条中「含む。）」の後ろに「，第 41 条の 2 第 1 項第 1 号および第 2 号」を加える。

第 2 条第 2 項第 16 号中「）第 4 条」を「。以下「指定通所支援基準」という。）第 4 条」に、「同令」を「指定通所支援基準」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

- (15) 共生型障害福祉サービス 法第 41 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 29 条第 1 項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第 49 条中「前節」を「第 4 節」に改める。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が，当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数および共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が，当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数および共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第44条の4 第5条（第3項および第4項を除く。）、第6条第2項および第3項、第7条ならびに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第96条第1号および第2号を次のように改める。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2および第160条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2および第160条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2および第160条の2において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2および第160条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第1号中「指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項または第192条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者を除

く。第150条の2および第160条の2において」に、「北海道指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号。以下この条および第111条において「指定通所支援基準条例」という。）第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に、「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条，第111条，第150条の2および第160条の2において）」に改め，同条第2号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に，「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に，「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め，同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号または第196条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間および食堂を除く。第150条の2および第160条の2において」に改め，同条第4号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に，「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に改める。

第4章中第5節を第6節とし，第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）

または指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）または指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）または指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数および共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）または指定地域密着型通所介護事業者（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）または指定地域密着

型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号または指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂および機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）または指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）

（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第28号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）もしくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）または共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）もしくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3および第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をい

う。), サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては, 18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)または指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条, 第149条の3および第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 登録定員に応じて, 次の表に定める利用定員, サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人

28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号もしくは第196条第2項第1号または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条および前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護

等」に改め、同条第2号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)
第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）または指定介護予防短期入所生活介護事業者（函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）または指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）または指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数および共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウもしくは第196条第2項第2号ウまたは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項もしくは第192条第6項または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数および共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条, 第12条から第18条まで, 第20条, 第21条, 第23条, 第24条, 第29条, 第30条, 第37条から第43条まで, 第52条, 第62条, 第68条, 第70条から第72条まで, 第75条, 第76条, 第89条, 第92条から第94条まで, 第99条および前節(第109条および第110条を除く。)の規定は, 共生型短期入所の事業について準用する。

第150条の2各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に, 「指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に, 「指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め, 同条第1号および第2号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に, 「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に, 「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め, 同条第4号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に, 「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に改める。

第8章中第5節を第6節とし, 第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は, 次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を, 指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指

定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条および前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第160条の2各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号および第2号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改め、同条第4号中「指定通所支援基準条例第61条の2」を「指定通所支援基準第54条の12」に、「指定通所支援基準条例第81条」を「指定通所支援基準第71条の6」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第159条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12

人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条および前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第202条第1項中「（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」を削り、「同令第56条」を「指定通所支援基準第56条」に改め、「（同令第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）および自立訓練（生活訓練）について共生型障害福祉サービスに関する基準を定めるため